

有料職業紹介事業紹介手数料 基本契約書

本書は職業安定法に基づく有料職業紹介事業紹介手数料に関する契約書として、
(以下「甲」という)と、株式会社 ティー・エム・シー (以下「乙」という)との間に締結され、下記の事項を証するものである。

第1条 「乙」が「甲」より受取る手数料として、求人受付手数料、一次審査(書類審査等)手数料、面接(必要に応じて実施)料及びインターネット上求人広告料は無料とし、「乙」の紹介した求職者を「甲」が採用した場合のみ、「乙」はその介添えの有無にかかわらず、「甲」から紹介手数料を申し受けることとする。

第2条 「乙」が「甲」に紹介した採用決定者(求職者)の初年度予定年収(基本給、諸手当、賞与、確定残業代等を含む)の50%を紹介手数料(消費税別)とする。

「甲」は、その紹介手数料金額を「乙」の指定した方法(銀行振込)にて、採用決定者入社月の25日までにしはらわなければならない。

第3条 「乙」の紹介した採用決定者(求職者)が一身上の都合により6か月以内に退職した場合には、「乙」は「甲」に対して、領収済み紹介手数料の一部を、別に定める職業紹介事業基本契約書に従い、採用決定者(求職者)退職日より14日以内に返還することとする。

- 1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 70%
- 2ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 50%
- 3ヶ月以上6ヶ月未満で退職した場合 紹介手数料の 30%

但し、「甲」の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、「甲」は「乙」に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条 本契約書は2部作成し、2部とも署名(記名可)捺印されるものとし、「甲」と「乙」が1部ずつ保有する。契約締結日より1年間を有効期間とし、もし本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、「甲」と「乙」が互いに誠意をもって円満に解決するよう努めることとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 東京都小平市喜平町1-9-15

株式会社 ティー・エム・シー 東京本社

代表取締役 東 薫也

(許可番号: 13-ユ-150009)